

# 教育振興基本計画と中央教育審議会について

## 1 計画の位置づけ

教育基本法第17条第1項に基づき、策定されるもの。

中央教育審議会答申 平成20年4月18日

計画公表 平成20年7月1日

### \* 教育基本法第17条第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### \* 同条第2項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

## 2 計画における学校適正配置

### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

#### (3) 基本的方向ごとの施策

#### 基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。

#### [ 施策 ]

#### 家庭・地域と一体となった学校の活性化

(略) 学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める。

### 3 中央教育審議会初等中等教育分科会

当面議論すべき課題として、小・中学校の設置・運営の在り方の中で学校の適正配置についても検討する。



小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会の設置  
(平成20年7月2日)

\* 想定される議論

- ・ 学校規模に関する基準の在り方
- ・ 通学の基準
- ・ 学校の適正配置にあたっての留意点
- ・ 市町村・都道府県・国の役割

\* 今後の予定と審議会との関係

- ・ 年内に方向性 ( → 中間報告 )
- ・ 平成21年夏に最終結論 ( → 答申 )